

## 令和3年度

### 第17回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月17日(金) 午後3時00分～午後3時50分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	相澤 和幸	出
2	山崎 仁志	出	9	門 茂子	出
3	河崎 正己	出	10	山田 雅江	出
4	根本 篤和	出	11	加島 富浩	出
5	松崎 文一	出	12	熊野 信夫	出
6	川口 亜矢子	出	13	村上 浩保	出
7	泉 信之	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について  
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について  
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第8号 農用地の買入要請について
5. 臨席者
6. 事務局 神 義宏事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席5 松崎 文一 議席6番 川口 亜矢子

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 定刻になりましたので、只今から第 17 回農業委員会総会を開催致します。 始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆様には、今年も残すところ二カ月余りとなり、師走を迎えて何かとお忙しい中、本日の総会にご出席頂きまして大変ありがとうございます。 今年、農業者にとっては、まずまずの年でなかったかなと思っております。ここに来て、学校の休み等の影響から余剰乳が発生するとの報道が出ております。これら農業情勢につきましては、総会終了後に松崎委員の方からご報告を頂くこととなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。コロナについては、オミクロン株の話が出ておりますが、十勝管内に於いては、二カ月以上感染者ゼロという状況が続いております。</p> <p>本日の総会、議案の方そんなに多くないんですが、早速総会を進めさせて頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 5 番、松崎文一委員、6 番 川口亜矢子委員にお願いしたいと思ひます。 それでは、事務局から経過報告等をお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p>

	<p>それでは「番号1番」です。土地については統内 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び原野で現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計 m<sup>2</sup>、調査地目は山林です。土地の所有者及び申請者は統内 番地 さん。申請目的は地目変更登記のためです。</p> <p>申請位置図は2ページに添付してございます。こちら波線で表示している部分が対象地となりますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12月6日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番です。航空写真の資料を見て下さい。赤線で囲われている箇所が、現在の畑になっております。今回証明願いがあった土地は、打内川で分かれておまして、昔から畑としては、使われておらず、現在も木が生い茂っており、畑として使用出来ない状態です。何ら問題無いと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書3ページになります。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。説明をお願いします。</p>
次 長	<p><b>議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</b> ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、すべて基盤強化法による賃借権設定がされていた案件で、全件引渡を行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、番号1番、番号2番です。いずれも利用権の設定をしていた方は、幕別町札内文京町 番地の さんです。賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p>番号1番の設定を受けていた方は礼作別 番地 さん、番号2番の設定を受けていた方は礼作別 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p>

	<p>続いて、<b>番号3番</b>の利用権の設定を受けていた方は、礼作別 番地 さん、設定をしていた方は、礼作別 番地 さんで、土地については記載のとおりです。賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p>次に、<b>番号4番から番号6番</b>です。いずれも利用権の設定を受けていた方は、統内 番地 さんです。借入人の さんの経営移譲に伴い解約するもので合意解約の成立日は令和 年 月 日、土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p><b>番号4番</b>の設定をしていた方は統内 番地 さん、<b>番号5番</b>の設定をしていた方は統内 番地 さん、<b>番号6番</b>の設定をしていた方は統内 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>次に、<b>番号7番、番号8番</b>です。いずれも利用権の設定を受けていた方は、育素多 番地 さんです。貸主から売買の希望があったため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p> <p><b>番号7番</b>の設定をしていた方は、中央新町 番地 さん、<b>番号8番</b>の設定をしていた方は、音更町雄飛が丘北区 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>以上で番号1番から番号8番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書5ページになります。 <b>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」</b> を議題とします。事務局「 <b>番号1番</b> 」の説明をお願いします。
次 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p>

	<p>それでは「番号1番」です。譲渡人は、幕別町字軍岡 番地 さん、譲受人は、同住所地 さんです。土地については、統内 番地、地目は公簿、現況共に畑で面積は m<sup>2</sup>です。経営内容以降につ いてはここに記載のとおりとなっています。なお、6 ページに位置図を添付 してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、 12月6日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方 からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい7番です。こちらの土地は、豊頃町との町境になりまして、昔から幕別 町の方が使用しておりました。事務局の方から説明があったとおりでして、 後継者に農地を無償で貸付するもので、農地の方も適正に使用されており、 地域としても何ら問題ありません、審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号2番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい「番号2番」です。譲渡人は浦幌町字西町 番地 さん、 譲受人は同住所地 さんです。土地については幌岡 番地 ほか 合計 筆、地目は公簿、原野、畑及び雑種地、現況は畑で面積は合計 m<sup>2</sup>です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。7ペ ージに位置図を添付してございますので、こちらで、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、 12月6日に現地調査を実施しております。遠藤代理の方からご説明お願い したいと思います。</p>
委 員	<p>はい1番です。只今、事務局の方から説明があったとおりでして、当日、 地元委員の方が都合が悪いと言う事で、私の方から説明いたします。 経営移譲による案件でして、農地の方も適正に使用されており、地域とし ても何ら問題ありませんので、審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受 け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 8 ページになります。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。
次長	<p>議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転 贈与による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、「番号 1 番」についてご説明いたします。譲渡人は統内 番地 さん、譲受人は同住所地 さんです。土地については統内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、雑種地及び原野、現況は畑で面積は合計 m<sup>2</sup>です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図は 2 ページ、9 ページ、10 ページに添付してございます。すべて斜線で表示している部分が本件の対象地となりますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、12 月 6 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい、7 番です。こちらの案件は、事務局から詳細に説明があった通りでして、経営移譲に伴う申請であります。現在、農地も適正に管理されていますし、地域としても、何ら問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 11 ページになります。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明

<p>次 長</p>	<p>をお願いします。</p> <p>はい、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第 5 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p><b>番号 1 番</b>、申請人は所有者 二宮 番地 さん、転用者は茂岩 栄町 番地 さんです。土地は二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で面積は m<sup>2</sup>。契約の内容は使用貸借で、転用区分は永久転用、転用の理由は農家住宅建設のための敷地に利用するため。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農業を担うべき者の育成・確保のための施設となっています。</p> <p>次に審査内容ですが 12 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内からの除外です。事業費は 千円で、自己資金 千円と借入金 千円となっています。なお、権利を有する者の同意については、土地所有者の さんとの使用貸借契約書が、抵当権の設定を行っている から承諾書が提出されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積 m<sup>2</sup>のうち m<sup>2</sup>が建築部分、m<sup>2</sup>が通路等となっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われます。13 ページから 16 ページに位置図、求積図等を添付してございますので、ご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 14 日に現地調査を実施しております。前回、第 16 回総会時に根本委員から説明を受けておりますので、今回は、説明を省略させていただきます。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案書 17 ページになります。<b>議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」</b>を議題と致します。</p> <p>「番号 1 番」についての説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p><b>議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」</b>ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法、第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求める</p>

	<p>ものでございます。</p> <p>本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは議案18ページをご覧ください。「番号1番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 さん、設定をする方は礼作別 番地の さんです。土地については礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。価格は総額 円、10a当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。位置図については19ページをご覧ください、小さい点で表示した部分が本案件の対象地です。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11月16日に現地調査を行い、12月6日調整会議を取り行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>はい3番です。この案件は、以前から さんと さんの間で賃貸借で使用されていた土地で、今回、 さんから売買の申出がございました。協議したところ、 さんとなりました。地域で問題無いということですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、関連がございますので「番号2番、番号3番」の説明を一括してお願いします。</p>
次長	<p>「番号2番、番号3番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は育素多 番地 さん、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。</p> <p>「番号2番」の設定をする方は中央新町 番地 さんです。土地については育素多 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面</p>

	<p>積は合計      m<sup>2</sup>、価格は総額      円、10a 当たり      円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>「番号 3 番」の設定をする方は、音更町雄飛が丘北区 番地      さんです。土地については育素多      番地      ほか合計      筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計      m<sup>2</sup>です。価格は総額      円、10a 当たり      円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は 20 ページをご覧ください。太めの斜線で表示したところが 2 番、細かい斜線で表示した部分が 3 番の対象地となりますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 2 番、番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、いずれも 12 月 6 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員からご説明願いたいと思いません。</p>
委 員	<p>はい。7 番です。事務局から説明のあったとおりです、元々両者の間で賃貸借されていた案件です。所有者からの希望により売買の申出がございました。単価的にも今までの地区の単価と適正であると思えますし、畑の方も適正に使用されており、地域でも問題無いと言うことですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 21 ページになります。議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございますので「番号 1 番から番号 3 番」について、一括して説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願いご審議願いたいと思いません。</p> <p>それでは 22 ページをご覧ください。「番号 1 番から番号 3 番」の利用権</p>

	<p>の設定を受ける方は統内 番地 さんです。いずれも、利用権設定等の種類は貸借権設定で始期は令和 年 月 日です。</p> <p>「番号1番」の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土地については統内 番地 及び 番地、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>。賃貸借の期間は 年間で終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 10 ページに添付してございます。小さな点で表示したところが本件の対象地です。</p> <p>続いて「番号2番」の利用権の設定をする方は、統内 番地 さん、土地については統内 番地及び 番地、地目は公簿現況共に畑で面積は合計 m<sup>2</sup>。賃貸借の期間は 年間で終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 2 ページに添付してございます。小さい点で表示しているところが本件の対象地です。</p> <p>次に、「番号3番」の利用権の設定をする方は、統内 番地 さん、土地については統内 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、牧場及び畑、現況は畑で面積は合計 m<sup>2</sup>。賃貸借の期間は 年間で終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 23 ページに、求積図は 24 ページから 26 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号1番から番号3番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12月6日に現地調査を実施しております。泉委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい。7番です。こちら先程、議案第2号で合意解約があった案件でして、経営移譲されるということで、お父さんの さんと賃貸されていた土地です。新たに さんと契約するということです。地元として何ら問題無いと言う事ですので、よろしくご審議の程お願い致します。</p>
議長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書 27 ページになります。議案第 8 号「農用地の買入要</p>

	<p>請について」を議題と致します。関連がございますので「番号1番、番号2番」について、一括して説明をお願いします。</p> <p>次 長 はい。議案8号「農用地の買入要請について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、豊頃町長に対し農用地の買入要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>それでは28ページをご覧ください。「番号1番、番号2番」の申出者は幕別町札内文京町 番地の さんです。</p> <p>番号1番の買入要請に係る土地は礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m<sup>2</sup>です。買入申出価格は 円、10a当たり 円。受手予定者は礼作別 番地 さんです。</p> <p>続いて、番号2番の買入要請に係る土地は礼作別 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>です。買入申出価格は、 円、10a当たり 円。受手予定者は礼作別 番地 さんです。</p> <p>位置図については19ページをご覧ください  細い斜線で表示しているところが1番の案件、太めの斜線で表示しているところが2番の対象地です。</p> <p>本件申出者は基盤強化法により賃借権設定していた土地の売買を希望され、地域内で調整された結果、農地売買支援事業により が買入れ、 から受手予定者に 年間賃貸した後、同額で売渡しを行うものです。</p> <p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、いずれも11月16日に現地調査、12月6日に調整会議を取り行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>3番です。議案第2号で合意解約があった案件で、いずれも両者の間で賃貸借されていた土地です。この度、 が買い上げして、 年後に、番号1番は さんが、番号2番は さんが、それぞれ買い受ける予定となっております。地域としても何ら問題が無いということですので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあ</p>

	れば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号3番」の説明をお願いします。
次長	「番号3番」の申出者は中央新町 番地 さんです。買入要請に係る土地は育素多 番地 、地目は公簿 、現況共に畑で、面積は m <sup>2</sup> 。買入申出価格は、 円、10a 当たり 円。受手予定者は、育素多 番地 さんです。位置図については20ページをご覧ください。小さい点で表示しているところが本件の対象地です。
	こちらの申出者も基盤強化法により賃借権設定していた土地の売買を希望され、地域内で調整された結果、農地売買支援事業により が買入れ、 から買受予定者に 年間賃貸した後、同額で売渡しを行うものです。
	以上で番号3番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、12月6日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委員	7番です。只今。事務局より詳細に説明があった通りでして、議案第2号で合意解約があった案件で、この土地につきましてもが買い上げて、年後に さんが買い受ける予定となっております。地域としても何ら問題が無いということですので、ご審議の程よろしく願います。
議長	はい。只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日予定しておりました議案の審議は以上となります。冒頭で申し上げましたが、ここで松崎委員の方から農業の作況状況等について、お話を頂く事となっておりますので、よろしく願いたいと思います。
委員	5番です。 (作況状況等報告をする。)

		以上報告といたします。
議	長	はい。ありがとうございました。委員の皆さんから何かご質問等あればと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	それでは、事務局から連絡事項等がございます。
局	長	(要旨) はい。 1 北海道農業会議から、例年1月に「市町村農業委員会活動強化研修会」を開催していましたが、本年度も中止となったことから、研修の代わりとして「農地制度の手引き」の配布がありましたので、ご利用下さい。  2 「釧路・根室・十勝地区女性農業委員研修会」についてです。十勝農業委員会連合会からの別紙案内を配布させて頂きました。令和4年2月1日から2日、「釧路市交流プラザさいわい」で研修会が実施されます。当日は、事務局1名が同行する予定です。今月27日までの出欠報告を求められておりますので、出欠について事務局までご連絡下さい。
		以上となります。
議	長	只今、事務局からの連絡事項等がありました。何かご質問等ございませんか。よろしいですか。
委	員	ありません。
議	長	はい。それでは、以上となります。
局	長	はい。それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり井下会長からご挨拶をいただきます。
会	長	(閉会の挨拶) はい。本日の総会、予定しておりました案件全て、皆様のご協力を頂き終了することができました。また、今年一年間コロナの影響で思った様な活動が出来なかったんですが、皆さんと共に大きな問題も無く、無事一年活動できたことを嬉しく思います。来年は、コロナの方もそこそこ落ち着いて、今年以上の活動が出来ることと思います。来年もよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

本日は、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会